

関 東 電 化 工 業 グ ル ー プ
コ ン プ ラ イ ア ン ス ・ マ ニ ュ ア ル

前 文 (はじめに)

コンプライアンスが企業経営の根幹であるという認識はわが国に定着した感があります。各社においても、コンプライアンス規程やマニュアルの整備、内部通報窓口の設置等体制づくりはほぼ一巡化しております。一方、企業不祥事は根絶されたわけではなく、品質偽装等重大な事件も散見されているのも事実であります。私は、企業不祥事を起こす会社は、コンプライアンス制度がなかったわけではなく、それに「魂」は入っていなかったのだと思います。では「魂」とは何でしょうか。私は、正しいことを行っていくというまじめでまっすぐな役員・社員のひとりひとりの気持ち、それを支える企業風土であると思っております。幸い当社にはその土台があると思っておりますが、折にふれ自らを省みることを忘れてはいけません。

また、昨今、サステナビリティ、持続可能な社会づくりということが、さかんに言われています。これは、決してうたい文句などではなく、当社グループとそこで働くすべての者が、まっすぐ向かい合っていかなければならない喫緊の課題であります。乗り越えていかなければ、当社グループの将来はありません。また、乗り越えれば、新たなビジネスチャンスが見えてきます。

ここに、「関東電化工業 経営理念」および「関東電化工業 行動指針」について、その根幹はそのままに、サステナビリティという今日的な意味合いを追加しました。「コンプライアンス行動憲章」も一部見直しました。

関東電化工業グループの全役員及び全社員は、「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を折に触れて読み返し、日々の行動が道にはずれていないか、社会の要請に答えているか不断の確認を行って「持続可能な社会づくり」に貢献していくことを、行動の基本としてください。

2022年4月1日

関東電化工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 淳一

関東電化工業 経営理念

会社の永遠の発展を追求し、地球環境との調和を図りながら適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して持続可能な社会づくりに貢献する。

これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。

関東電化工業 行動指針

- ・お客様第一を常に考え、礼儀正しく、情熱をもって行動しよう
- ・法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動しよう
- ・5S・PDCAを実行し、安全で働きやすい職場環境をつくりあげよう
- ・自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指そう
- ・創造的な技術でお客様が安心して使用できる製品を創り出そう
- ・持続可能な社会づくりのため、地球環境の保全・調和に積極的に取り組もう

<目 次>

行動憲章	4 ページ
○法令・規程の遵守、倫理の励行	5 ページ
○ステークホルダーとの良好な関係づくり	8 ページ
・株主、投資家、マスコミとの関係	9 ページ
・取引先、購買先との関係	10 ページ
・官公庁、政治家との関係	11 ページ
・地域住民との関係	11 ページ
・社員との関係	11 ページ
○持続可能な社会づくり	12 ページ
○反社会的勢力及び団体に対する毅然とした対応	13 ページ
○財務報告の信頼性確保	13 ページ
コンプライアンスの対象範囲と心構え	13 ページ
○対象範囲	13 ページ
○役員及び社員等の心構え	14 ページ
不祥事発生時の対応と処分	15 ページ
○不祥事発生時の対応	15 ページ
○違反行為者の処分	15 ページ
コンプライアンスの相談・通報	15 ページ
○相談窓口	15 ページ
○内部通報ルート	16 ページ
○外部からの通報	18 ページ

行動憲章

○法令・規程の遵守、倫理の励行

- ・法令、社内規程を遵守し、倫理を励行し、公明正大な企業活動を行う

○ステークホルダーとの良好な関係づくり

- ・株主、投資家、マスコミには、コミュニケーションをとり、企業情報を開示する
- ・取引先、購買先には、公正なルールに則り取引を行い、信頼を得ていく
- ・官公庁、政治家には、健全かつ透明な関係にたつ
- ・地域住民には、地域社会と共生し、地域の安全な生活に資する
- ・社員には、その個性、人格を尊重するとともに、安全で働きやすい環境をつくる

○持続可能な社会づくり

- ・地球環境の保全には、社会の一員として、自主的、積極的に行う

○反社会的勢力及び団体に対する毅然とした対応

- ・「三ない」の基本原則により、反社会的勢力及び団体との関係をもたない

○財務報告の信頼性確保

- ・財務報告に係る内部統制の整備・運用および財務報告の作成は、法令・社内規程等を遵守し、誠実・公明正大を旨とする

○法令・規程の遵守、倫理の励行

企業による法令違反等の不祥事が続発し、社会から企業を見る眼が厳しくなっています。企業は、法令の遵守、企業倫理の励行なくして成り立ちません。また、「法律を知らなかった」あるいは「これくらいなら大丈夫だろう」という考えでは、知らないうちに違法行為の温床を作り出し、その結果、意図的でない不祥事が発生してしまいます。そのようなことを防ぐために、関東電化工業及び関東電化工業グループ各社（以下、関東電化工業グループという）の役員及び社員等（「役員および社員等」には相談役、顧問、委任契約の執行役員、出向者およびその他の従業者を含む。以下同じ。）は、法令及び社内規程等を理解し、それらの遵守により違法行為を防ぐことは当然のこと、企業倫理を常に念頭において、公正・公平・透明性のある企業活動を行い、関東電化工業グループの社会的責任を果たしていかなければなりません。仮に、不公正な企業活動をすれば、社会からの糾弾を受け、信用を失墜してしまいます。そのために、コンプライアンスの遵守が重要となります。

コンプライアンス推進には、まず、法令及び社内規程等の遵守があります。企業は、独占禁止法の遵守なくして、どのような事業をも行えません。独占禁止法では、公正かつ自由な競争を通じて、消費者利益を保護し、国民経済の健全な発展を確保しています。他の法令には、会社法、金融商品取引法、労働法令、知的財産法令、環境関連法令、輸出関連法令、業界規則等があります。関東電化工業グループは、様々な法令に基づいて活動しています。役員及び社員等は全ての法令を知ることは不可能ですが、自身の仕事でかかわりのある法令については知ろうとする努力を続けてください。そして、社内規程は、役員及び社員等の関東電化工業グループにおける日々の行動規範を示しています。社内規程の認識を十分にしてください。

《参考》関東電化工業グループに関する法令・社内規程等一覧

全 般：憲法、民法、会社法、刑法、独占禁止法、下請法、国税徴収法、所得税法、法人税法、金融商品取引法、個人情報保護法、マイナンバー法、公益通報者保護法等

労働関係：労働基準法、労働組合法、雇用保険法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法等

知的財産関係：特許法、商標法、実用新案法、意匠法等

環境保安関係：環境基本法、産業廃棄物法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、消防法、化審法、P R T R 法、

温対法、省エネ法、オゾン層保護法等

輸出関係：外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令、化学兵器禁止条約等

社内規程：定款、取締役会規程、内部統制システムの基本方針、財務報告の基本方針、人権方針、腐敗防止方針、税務方針、購買方針、経営会議規程、社員就業規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程（インサイダー規程）、内部通報規程、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程、社内情報管理規程、規制化学品管理部会規程、販売管理規程、購買管理規程等

その他：RBA行動規範、鉱物資源開示規則、証券取引所規則等

法令及び社内規程は、企業活動を営むうえでの必要最低限度の記述に留まっています。最低限度のことは守るだけでは、関東電化工業グループの発展は小さなものになります。さらなる発展をするためには、役員及び社員等が高い倫理をもち、誠実に行動することが重要です。また、企業における倫理も励行する必要があります。

役員及び社員等は、行動を起こす前に、

- ① 自分自身の行動が、法令・倫理・道徳に反していないか
- ② 自分自身の行動が、公にされても恥ずかしくないか
- ③ 自分自身が、その行動に本当に納得しているか
- ④ 自分自身の行動が、関東電化工業グループの名誉を傷つけてないか
- ⑤ 自分自身の行動が、家族に恥じることはないか

を、もう一度チェックしてみてください。一人一人の誠実で正しい行動の積み重ねにより、関東電化工業グループは社会において、存立・共生できます。

一方、関東電化工業グループは、「内部統制システムの基本方針」を定めて、業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

また、グローバル化された経済の中では、自国内のみでなく、国際的に通用する企業でなくてはなりません。海外においては、現地の法令遵守はもちろんのこと、習慣・文化をも尊重し、現地の発展に貢献できる企業活動をしていかなければなりません。関東電化工業グループは、商品を全世界へ輸出し、現地法人及び海外駐在員事務所を設置したことにより、国際的に協調した企業活動を行っていく必要があります。そのために、役員及び社員等は、国際感覚をもち、世界で通用するように努めなくてはなりません。

このように、関東電化工業グループは、より良い社会を築き上げるために、役員及び社員等による法令・社内規程等の遵守、倫理の励行の積み重ねにより、国内外に通用する企業となり、企業の社会的責任（CSR）を果たしていきます。

コンプライアンス行動憲章には、「企業の社会的責任（CSR）」という文言は入っていませんが、コンプライアンス行動憲章の基本は、企業の社会的責任（CSR）なのです。

【用語解説】

コンプライアンス……企業に関連する法令及び社内規程等を遵守し、企業倫理を励行して、企業の社会的責任を果たしていくこと。

倫理……社会の道徳、社会において正しいとされていること。

企業における倫理……「個人の倫理：組織を構成する者の人間としての倫理」、「組織の倫理：企業使命、経営理念等に基づく企業活動にかかる倫理」そして「職業の倫理：仕事を有する者にかかる専門職の倫理」のこと。

企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

……企業が社会における良き企業市民として「経済的」「社会的」「環境的」側面に配慮して事業活動を行い、ステークホルダーとより良い関係を構築し、責任ある行動をとること。関東電化工業㈱の経営理念、行動基準は、その内容からわかるとおり、CSRを意識したものです。

CSRの推進部門は関東電化工業法務・総務部、担当役員は法務・総務部担当役員となります。

持続可能な社会づくり（サステナビリティ）、ESG

……地球や社会の持続可能性という意味です。地球環境の保全ということも重要なポイントですが、人が生きていくうえでの社会環境を持続可能にするということで、戦争や人権侵害を減らしていくことも含まれる広い概念です。

サステナビリティ推進の最高責任者は社長、担当役員は、サステナビリティ推進室担当役員です。サステナビリティ推進委員会が全体を統括し、コンプライアンス・リスク管理委員会およびRC推進会議が個別課題を具体的に展開していきます。

ESGという言葉もありますが、これは、企業が持続的成長を目指すうえで重視すべき3つの側面（環境、社会、ガバナンス）を示したものです。

サステナビリティ個別課題をESGの3つの側面で整理すると、環境（E）は、気候変動への対応、温室効果ガス排出量削減等、社会（S）は、人権推進、安全安心な労働環境、CSR調達等、ガバナンス（G）は、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティ等になります。

CSR、サステナビリティ、ESG、これらの言葉は、社会に与える影響を考慮して企業活動を行うという意味では、基本的な考え方は同じです。

SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）

……2015年9月、国連で採択された「持続可能な世界を実現するための17の目標」です。SDGs、ESGどちらも持続可能な社会づくりということでは共通していますが、SDGsが最終的な目標、ESG（個別課題）がその目標に至るまでの手段と考えてください。

個別の対応については以下のマニュアルに記載していますが、当然のこととして記載していない内容についてここで解説します。

労働者の人権尊重……関東電化工業グループは、「人権方針」を定め、従業員の人権を守り、国際社会で理解されるような威厳と尊厳をもって処遇していきます。具体的には、雇用の自主性尊重（離職の自由、強制労働の禁止、パスポート等の引渡し禁止を含む）、児童（15歳未満または義務教育を完了する年齢未満の者または各国における最低就労年齢未満の者）労働の禁止、人道的な処遇、不当差別の禁止、結社の自由等です。

責任ある鉱物調達……関東電化工業グループは、「購買方針」を定め、問題となる紛争地域の鉱物、またはそれを含有する原料を調達しないことを方針とします。この方針に基づき、鉱物の原産地と流通過程について確認していきます。

納税義務の適切な履行

……関東電化工業グループは、「税務方針」を定め、事業活動を行う国や地域の税法等に基づいた、適切な納税を通じて社会の発展に貢献していきます。

○ステークホルダーとの良好な関係づくり

関東電化工業グループは、「開かれた企業」「良き企業市民」となるべく、社会の一員として、社会に役立つ企業活動を行うことを基本姿勢にし、社会と共に歩み、そしてコミュニケーションを図り、ステークホルダーとの良好な関係を形成していきます。関東電化工業グループは、当グループに関係するすべての方々に感謝の心で接し、社会的信頼を確保していくとともに、企業の社会的責任を果たしていきます。

また、ステークホルダーとの関係において、不公正な関係を作り出すことは、会社の基盤を揺るがすものであります。よって、関東電化工業グループは、「腐敗防止方針」を定め、

役員及び社員等が、ステークホルダーとの間で、不公正な関係を作ることを厳禁します。

【用語解説】

ステークホルダー……関東電化工業グループの利害関係人、いわば、株主、投資家、マスコミ、取引先、官公庁、地域住民、そして社員等のこと。

・株主、投資家、マスコミとの関係

関東電化工業グループは、株主、投資家、マスコミ等をはじめとする社会との間において適切なコミュニケーションをとり、開かれた企業として、企業情報を公平かつタイムリーに発信していき、会社情報を理解してもらうように努めます。そのために、法制度に基づく情報開示（決算、業績等）のみならず、社内機密情報とはならない会社全般の情報（サステナビリティ情報、新製品情報、研究開発情報等）を開示していきます。また、インターネットのホームページやその他の広告媒体等を活用した情報開示も積極的に行っていきます。但し、公平公正な情報開示を担保するために、決算発表前の期間においては、インサイダー情報となりえる情報を特定の株主、投資家、マスコミ等のみに発表しない等、適切な情報開示の管理を行ってまいります。

関東電化工業グループは、世論から広く情報収集に努め、その情報を企業活動に活かせるようにしていきます。

関東電化工業グループは、虚偽あるいは誤解を招く広告活動を行いません。公平公正な広告活動を実施していきます。

【用語解説】

インサイダー情報……いわゆるインサイダー取引規制における重要事実であり、金融商品取引法に基づき、公表前の有価証券発行者の業務や経営に関する未公開情報で、投資判断に重大な影響を及ぼす可能性がある情報のこと。

・取引先、購買先との関係

取引先、購買先との関係においては、市場の競争原理に従った公明正大な取引を行わなければなりません。すなわち、関東電化工業グループは、取引先、購買先との関係において、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝および横領を一切容認しません。

取引先との関係において、関東電化工業グループは、変化するユーザーニーズを的確に把握して、社会における有用性（環境保全、省資源、安全性等）を判断して、研究開発及び製造をし、ユーザーが満足できる商品の提供をしていきます。商品の提供をする際には、役員及び社員等は取引先に商品説明を十分にし、事前の安全対策やSDSの配布等をして、商品の取扱いを認識してもらいます。取引においては、独占禁止法等関係法令を遵守し、同業他社とのなれ合い、価格の取決め等の談合行為をせず、公正で透明性の高い企業活動をしていきます。関東電化工業グループは、独占禁止法等に違反して得た利益は1円たりとも必要としていません。そして、取引先の選定は、担当者の恣意的判断をなくし、公正かつ公平な判断に基づき選定していきます。また、取引先における事故、トラブルが発生したときには、迅速かつ丁寧な対応で解決を図っていきます。そして、どのような事故、トラブルかを全社内にてフィードバックして、再度、同様な事故、トラブルを発生しないようにしていきます。

購買先との関係において、関東電化工業グループと最適なパートナーとなりえる取引業者の選定は、購買方針に基づき、営業部門と独立し、品質、価格、その他サービスに基づき行っていきます。役員及び社員等は、購買先との間で、誤解をまねくような利害関係を形成してはいけません。

役員及び社員等による取引先への贈答品、接待等は、日本の慣習上、必要最小限なものとし、社会の一般常識から、あまり過度にならないようにしてください。そして、取引先及び購買先からの贈答品、接待等を役員及び社員等が受ける場合は、懇親を深めるためとし、それがために取引の恩恵を与えてはいけません。また、取引先及び購買先から個人的な接受は厳禁です。

【用語解説】

SDS (Safety Data Sheet)

……化学品に関わる事故を未然に防止することを目的に、化学製品の供給事業者から使用者、取扱い事業者に、製品ごとに配布する安全性に関するデータシートのこと。

・官公庁、政治家との関係

関東電化工業グループは官公庁に対して、「国家公務員倫理法」の規程により、公務員とのもたれ合いや癒着をなくすために、虚礼は自粛（儀礼の簡素化、合理化）するとともに、贈答品又は接待等を禁止します。職務権限をもつ公務員への金品の供与は、金額のいかんを問わず賄賂となります。また、海外においても、不当な利益取得を目的として、外国公務員への贈答又は接待等を禁止します。

政治家に対しては、「公職選挙法」「政治資金規正法」等を遵守し、政治献金、寄付金、パーティー券の購入等についても、役員及び社員等は利益供与を行ってはけません。

役員及び社員等が、官公庁の担当者又は政治家のもとに、職務として訪問した際に提供する物品、職務として会議上の茶菓の提供は、社会の一般常識に照らし、許容範囲となりうるものに限り、認められます。

・地域住民との関係

工場が立地する地元が関東電化工業グループの存立基盤であるため、工場周辺の地域社会には、企業活動の理解、信頼を深めてもらう必要があります。災害時の対応、公害の防止、産業廃棄物の処理方法等を地域住民に理解してもらい、地域住民が安心して生活できるようにしていきます。また、地域住民からの関東電化工業グループへの要望を聞き、できる限りそれを反映するように努めていきます。このようにして、地域住民と工場の共存共栄を図っていきます。

・社員との関係

会社は人材こそ全てであり、社員（出向者、その他の従業者を含む）の人権を守ることは当然の義務であります。社員の人権侵害等が起こると、関東電化工業グループは社会からの糾弾を受け、社会的信用を失います。

関東電化工業グループは、社員個人の人権を尊重し、性別、年齢及び障害等の差別を禁止して、公平かつ平等に行っていきます。これは、憲法においても保障されており、企業活動の根幹にもかかわるからです。社員の人格、個性を尊重し、ゆとりと豊かさの実現を目指します。

そして、社員の安全と健康の確保は、会社で働くうえでなくてはならないものです。そのために、関東電化工業グループでの働く環境は、安全かつ清潔で社員の健康を重視した職場

環境を整備し、実施していきます。また、海外においても同様です。

○持続可能な社会づくり

気候変動が世界的な課題となっている現在、地球環境の保全への積極的な取り組みなくして企業は存立していきません。関東電化工業の経営理念において、「地球環境との調和を図りながら」とあるように、当社グループは持続可能な社会づくりに貢献していきます。

以前から、関東電化工業では『環境・安全』に関する関東電化宣言」を公布し、実施しています。「関東電化工業グループにおいても、環境保護関連法令である産業廃棄物法、P R T R法、土壌汚染対策法等の遵守をしていきます。また、P R T R法による化学物質に係わる情報公開をし、土壌汚染対策法等による過去への汚染対策をとっていくよう努めていきます。

関東電化工業グループは、環境保護に対して、リサイクルの促進（環境に配慮した資材・物品購入、購入物品のエコ商品化等）により、循環型経済社会の構築をしていきます。また、温室効果ガス排出量の削減、産業廃棄物等の削減をして地球環境保護、地球温暖化を防止していきます。

さらに、サステナビリティ推進委員会を設置し、R C推進会議およびコンプライアンス・リスク管理委員会と連携しつつ、気候変動等にとどまらず、人権推進等幅広い課題に取り組むよう体制を整備しました。また、サステナビリティの取組状況についてはホームページにて情報発信をしていきます。

【用語解説】

P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）法（特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律）……事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としている法律のこと。

R C(Responsible Care)活動……化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費、廃棄の全てのライフサイクルにわたって、環境・安全・健康を守る活動のこと。

○反社会的勢力及び団体に対する毅然とした対応

反社会的勢力及び団体（いわゆる総会屋、会社ゴロ、エセ同和団体等）について関東電化工業グループは、「三ない」を基本原則として毅然とした対応をとり、関係遮断をし、不当な介入を排除していきます。反社会的な勢力及び団体の活動は、年々、手口が巧妙化し、悪質化しています。かかる事態が発生した場合には、あいまいにせず、冷静にして断固とした姿勢（寄付金、賛助金等の要求、情報誌等の購読要請は拒絶）で対応していきます。関東電化工業グループ又は役員及び社員等が被害を受けたときには、警察への通報・被害届の提出、反社会的な勢力及び団体を排除するための組織（所轄警察署、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、民事介入暴力被害者救済センター）又は顧問弁護士との連携により対応をとります。

【用語解説】

「三ない」の基本原則……反社会的勢力及び団体に対しては「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則にして、毅然とした態度で対応すること。

○財務報告の信頼性確保

役員、社員等は、適正な財務報告が社会からの信頼の基本であることを強く認識し、それぞれの役割に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用しなければなりません。財務報告に係る内部統制の整備・運用および財務報告の作成に当たっては、法令・社内規程等を遵守し、誠実・公明正大を旨としなければなりません。

コンプライアンスの対象範囲と心構え

○対象範囲

対象範囲は、関東電化工業グループの役員（取締役及び監査役）、相談役、顧問、委任契約の執行役員及び社員（出向者、その他の従業者を含む）です。

役員及び社員等は、法令・社内規程等の遵守は当然のこと、この「関東電化工業グループコンプライアンス・マニュアル」を理解して、行動をしてください。

○役員及び社員等の心構え

会社は、信頼が第一であるため、役員及び社員等の背信的行為があると社会からの糾弾は避けられません。関東電化工業グループの信用を傷つけないために、以下の点を心掛けてください。

- ①関東電化工業グループに関係する法令、社内規程等の知得の努力を惜しまずに行うこと。また、法令・社内規程等の遵守のみでなく、高い倫理を知得し、コンプライアンス及び行動憲章を実践すること。

全ての法令を知ることは不可能なことは言うまでもありません。まずは、自身の担当している職務に関係する法令の習得に努めてください。

- ②会社の有形、無形財産の保護をし、外部に漏洩しないこと。また、社内の重要書類を不当に破棄しないこと。

会社財産として、経営情報、役員会議資料、個人情報、取引先の顧客情報、技術情報、研究開発情報、特許情報等が挙げられます。かかる情報の保護をしてください。

不正に会社情報を聴取してくる者へは、社内確認を行ったうえで、対応するようにしてください。

また、不審なメールを受信したときは（誤って開いたときも同様）、速やかに情報システム等関係部署に連絡して下さい。

- ③公私混同（経費の不正流用、私的な利益のために職務や地位を用いること等）をせず、自ら律した行動をとること。

- ④公共の場における役員及び社員等の会話から会社情報が漏洩することがあるため、細心の注意を払って言動をすること。

- ⑤役員及び社員等の間での社会一般の常識を超える贈答品の授受をしないこと。

- ⑥退職時には、自ら保有していた会社資産を返還すること。

関東電化工業グループは、役員及び社員等がこれらを果たせるようにするために、各自のコンプライアンスへの取組みを積極的に支援し、講習会を開催していきます。

不祥事発生時の対応と処分

○不祥事発生時の対応

役員及び社員等のコンプライアンス違反による企業不祥事が発生したときは、直ちに事態の原因究明を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会、関係委員会又はグループ会社等において、その対応を図ります。かかる事態が発生したときには、事実関係が明確になった時点で、必要により、関係官庁への事態の届出、社会への情報開示をしていきます。不祥事の終結時も同様に開示していきます。

企業不祥事が発生した後は、再度、同様な事案が起きないように、グループ会社各社の社内体制等を整備していきます。

また、不祥事発生の可能性ある場合も同様に、対応していきます。

○違反行為者の処分

企業不祥事により、会社に損害を与えた役員及び社員等については、グループ会社各社の社内規程（社員就業規則）の懲戒対象となるとともに、必要に応じて損害賠償を求めていきます。また、企業不祥事が、法令に抵触するような事案（会社法違反、独禁法違反、税法違反等）では、関係法令に基づき処罰されます。

コンプライアンスの相談・通報

○相談窓口

企業活動が直接市民生活に影響を与えていることは周知のことです。関東電化工業グループは、不祥事の発生を防止し、仮に不祥事が発生した場合には迅速に対応して被害の拡大を防止することにより、社会からの信頼を得ていかなければなりません。そのためには、役員及び社員等の行動が大切になります。常に、自分自身で、コンプライアンスとは何かを自問自答して、行動するようにしてください。「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」では、全ての起こり得る事象を網羅することはできません。自分自身の行動で迷うことがあったら、個人の利益でも、会社の利益でもなく、何が社会で有用かを判断したうえで、社会における正しい行動をしてください。

自分自身の行動において判断がつかない事案は、直属の上司（直属の上司に相談しづらい

事案は、さらにその上司) に必ず相談、確認し、解決してください。上司が直接の相談役となるのは、現実には発生する問題を十分に理解しているからです。相談を受けた上司は、相談者がコンプライアンスに則って行動できるよう、公正かつ妥当な判断をして、的確な指導をしていきます。一人の考えによる判断より、複数人あるいは組織で対応をとることによって、最善の対応ができます。上司に相談できない事案、緊急を要する事案、その他コンプライアンスに関する事案は、関東電化工業 法務・総務部長、人事部長、渋川工場事務部長、水島工場事務部長、法務・総務部担当役員、人事部担当役員、常勤監査役、グループ会社 コンプライアンス推進担当者又は顧問弁護士にしてください。

○内部通報ルート

役員及び社員等のコンプライアンスに反する行為があったとき、あるいはコンプライアンス違反の可能性があるときは、関東電化工業 法務・総務部長、人事部長、渋川工場事務部長、水島工場事務部長、法務・総務部担当役員、人事部担当役員、常勤監査役、グループ会社 コンプライアンス推進担当者又は顧問弁護士に連絡をください。事実関係の調査をしたうえで、的確な対応をとります。コンプライアンスに関する事案は、原則として実名(匿名でも可)にて、手紙、FAX、E-mail、面談により行ってください。通報者からの通報の事案は、秘密厳守です。皆さんからの通報により、問題点を早期に発見し、解決することで、関東電化工業グループは社会からの信頼を得ることができます。

コンプライアンス・リスク管理委員会では、関東電化工業グループにおけるコンプライアンスの問題点をまとめて、フィードバックし、各人の行動基準の判断材料にしていけるようにします。

なお、役員及び社員等は、内部通報者や調査に協力した者に対して不利益な取扱いを行うてはいけません。また、これらの者に不利益な取扱いを行った者は、社内規程等によって懲戒処分の対象となります。

内部通報者や調査に協力した者が誰であるか、探索することも禁止されています。

【用語解説】

公益通報……………公益通報者保護法は、「公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること」を目的としています。何が「公益通報」にあたるかは、

法令によって定義付けられていますが、典型的な例としては、「労災隠し」「基準値を超える有害物質の河川への放出」「粉飾決算」等があります。内部通報のうち、公益通報者保護法上の「公益通報」にあたると思われる場合は、上記の内部通報窓口の担当者に連絡して下さい。

関東電化工業では「パワハラ・セクハラ相談窓口」を設けています。また、工場には「投書箱」を設置していますが、「公益通報」にあたると思われる場合は、「パワハラ・セクハラ相談窓口」や「投書箱」を利用しないで下さい。「公益通報」にあたるか否か判断が難しいときは、法律に違反している場合か否かが目安になります。例えば、セクハラでは強制わいせつ罪等刑法上の罪にあたる場合、パワハラでは傷害罪等刑法上の罪にあたる場合が公益通報に該当します。

内部通報窓口の担当者は、公益通報者保護法上の「従事者」となり、調査是正措置を行ううえで必要不可欠な場合等正当な理由がない限り、公益通報者を特定するような情報を他に漏らしてはいけないと「内部通報規程」に規定されています。

コンプライアンス事案の連絡を部門長等が受ける場合もあります。その場合は、以下のルートで連絡してください。なお、コンプライアンスに係る事案か否か判断がつかない場合も必ず連絡してください。

①関東電化工業 渋川工場、水島工場内の場合（グループ会社も含む）

コンプライアンス事案の連絡を受けた者は、工場の事務部長に連絡してください。

②関東電化工業のその他の事業所の場合

コンプライアンス事案の連絡を受けた者は、関東電化工業 法務・総務部長に連絡してください。

③グループ会社の場合（関東電化工業 渋川工場・水島工場内の場合は①）

コンプライアンス事案の連絡を受けた者は、コンプライアンス推進担当者に連絡してください。コンプライアンス推進担当者は、関東電化工業 経営企画部長に連絡してください。

④誰に連絡すればいいかわからない場合

関東電化工業 法務・総務部長に連絡してください。

○外部からの通報

コンプライアンス事案について、取引先等外部から通報を受けた場合は、関東電化工業 法務・総務部長、人事部長、渋川工場事務部長、水島工場事務部長、法務・総務部担当役員、人事部担当役員、常勤監査役、グループ会社 コンプライアンス推進担当者に連絡をください。事実関係の調査等の対応をとります。

コンプライアンス事案についての外部からの連絡を部門長等が受けた場合は、内部通報と同様のルートで連絡してください。

- 1. 2004年 4月 1日 制定
- 1. 2004年10月12日 改定
- 1. 2005年 4月11日 改定
- 1. 2006年 5月 1日 改定
- 1. 2007年 7月 1日 改定
- 1. 2007年10月16日 改定
- 1. 2014年10月15日 改定
- 1. 2015年10月13日 改定
- 1. 2017年 6月29日 改定
- 1. 2017年10月 1日 改定
- 1. 2018年12月 1日 改定
- 1. 2022年 4月 1日 改定
- 1. 2022年11月 1日 改定
- 1. 2024年 4月 1日 改定
- 1. 2024年 6月27日 改定
- 1. 2025年 4月 1日 改定